

伊賀市地域活動支援事業補助金

Q & A

目次

Q 1 従来から実施している事業は対象外ですか.....	2
Q 2 「団体が新たに実施する事業」「新たな工夫を加えて事業内容が充実されるもの」とは具体的にどのようなものですか	2
Q 3 昨年度補助金の対象となった事業を継続して実施したいのですが、今年度も申請できますか .	2
Q 4 この事業の補助を受けるために新たに団体を結成し、申請することはできますか.....	2
Q 5 団体の構成員がすべて伊賀市内に住んでいる必要がありますか.....	2
Q 6 1 団体が基礎支援、課題発見支援、協働促進支援の複数の支援に申請できますか.....	3
Q 7 国の外郭団体からの補助を受けていますが、この補助金の対象になりますか.....	3
Q 8 入場料を徴収するイベントは申請できますか.....	3
Q 9 賃金や報酬を支払う場合、その団体に所得税の源泉徴収義務はありますか	3
Q 1 0 賃金を支払う場合、どのような手続きが必要ですか。	3
Q 1 1 個人番号や法人番号は、申告書などの税務関係書類に記載する必要はありますか.....	3
Q 1 2 飲食物が補助対象経費となっていませんが、お手伝いの人等に出す昼食や飲み物も対象外ですか	3
Q 1 3 講師謝礼で、団体の構成員が講師をした場合は補助の対象となりますか.....	4
Q 1 4 備品とは具体的にどのようなものですか	4
Q 1 5 啓発用のぼりや小旗などは備品になりますか	4
Q 1 6 業者に委託する経費は認められますか	4
Q 1 7 申請時に提出した事業計画や予算等は事業実施の際に変更はできますか.....	4
Q 1 8 経費はすべて領収書が必要ですか.....	5
Q 1 9 審査会で評価基準点以上の事業（団体）はすべて補助金の対象となるのですか.....	5
Q 2 0 事業はいつから着手できますか	5
Q 2 1 成果品についてなにか条件等がありますか.....	5
Q 2 2 賃金の金額について基準となるものはありますか	5
Q 2 3 収支予算書・決算書を作成するうえで気をつけなければならないことがありますか	5

Q1	従来から実施している事業は対象外ですか
A1	従来から実施されている事業であっても、新たな工夫を加えて活動内容が充実されるものであれば対象となります。

Q2	「団体が新たに実施する事業」「新たな工夫を加えて事業内容が充実されるもの」とは具体的にどのようなものですか
A2	従来からの事業の回数を増やす、活動範囲や対象者を広げるといったことだけでは対象にはなりません。従来の事業を活かして新たな展開をしていただく必要があります。 例① 河川の水質浄化に向けた取り組み 毎年河川美化運動を行っている。今年度は、美化から一歩進んで河川水質浄化に向けた住民への様々な啓発活動を実施する。また、微生物液を使った水質浄化運動なども展開する。 例② 防災ネットワークの確立 前年度に避難場所マップを作成。今年度は、マップを利用した防災訓練や防災講演会などを実施し、各種団体を含めた防災ネットワークを確立する。

Q3	昨年度補助金の対象となった事業を継続して実施したいのですが、今年度も申請できますか
A3	同一事業での申請は 3 回まで可能であり、事業内容が違うものであれば引続き申請は可能です。事業内容が類似である場合は、申請前にご相談ください。 また、同一事業の継続申請であっても採択団体は審査会を経て決定するため、前年度に採択された事業であっても今年度も採択されるとは限りません。 なお、昨年度からの継続事業の場合は継続事業としての妥当性も審査・評価の基準のひとつとなり、前年度までの事業の評価や前回の審査会で指摘された事項等に対する工夫・改善点などについて明確にする必要があります。

Q4	この事業の補助を受けるために新たに団体を結成し、申請することはできますか
A4	できます。しかし、構成員や活動拠点など、一定の要件を満たす必要があります。

Q5	団体の構成員がすべて伊賀市内に住んでいる必要がありますか
A5	団体の構成員のうち5人以上の者が市内に在住又は在勤している必要があります。

Q6 1 団体が基礎支援、課題発見支援、協働促進支援の複数の支援に申請できますか

A6 申請は1 団体1 事業に限ります。支援の部門が異なっていたとしても申請はできません。

Q7 国の外郭団体からの補助を受けていますが、この補助金の対象になりますか

A7 この補助金を受けようとする事業が、国（県・市）や外郭団体などから補助や助成を受けている場合は、本補助金の対象となりません。

Q8 入場料を徴収するイベントは申請できますか

A8 イベント経費の自己資金の一部として考えられますので申請できます。

Q9 賃金や報酬を支払う場合、その団体に所得税の源泉徴収義務はありますか

A9 源泉徴収義務はあります。

Q10 賃金を支払う場合、どのような手続きが必要ですか

A10 税務署に「給与支払事務所等の開設届書」を提出し、必要な書類を受け取ってください。

Q11 マイナンバー制度によって個人番号や法人番号は、申告書などの税務関係書類に記載する必要はありますか

A11 税務署に提出する申告書などの税務関係書類等には、源泉徴収義務者の個人番号または法人番号の記載が必要です。
詳しくは、上野税務署へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

Q12 飲食物が補助対象経費となっていないませんが、お手伝いの人等に出す昼食や飲み物も対象外ですか

A12 お弁当や飲料水、菓子等の飲食物はすべて補助対象経費に認めていません。貴重な税金を使うことから趣旨をご理解ください。

Q 1 3	講師謝礼で、団体の構成員が講師をした場合は補助の対象となりますか
A 1 3	団体構成員が講師になる場合の講師謝礼は対象となりません。

Q 1 4	備品とは具体的にどのようなものですか
A 1 4	要綱では3年以上形状を変えずに使用できる物と規定しています。 また、備品の購入は購入総額の<u>10万円以内</u>と規定しています。<u>申請の際は、備品の用途を明確にするとともに必ず見積書を添付</u>してください。 【備品の例】パソコン・テレビ・デジカメなどの電化製品、机・いす・棚などの家具類等

Q 1 5	啓発用のぼりや小旗などは備品になりますか
A 1 5	消耗品です。

Q 1 6	業者に委託する経費は認められますか
A 1 6	委託料は経費として認められますが、金額(事業費全体の半分以上を占める)や内容によっては補助対象外となることがありますのでご相談ください。

Q 1 7	申請時に提出した事業計画や予算等は事業実施の際に変更はできますか
A 1 7	公開審査会で審査を受けた事業ですので基本的には変更はできません。綿密な計画のもと予算書の作成をお願いします。やむを得ず変更が生じる際は<u>必ずご相談ください</u>。 実績報告等により、初期の目的や計画から逸脱していることを確認したときは、補助額を減額する場合があります。 《変更承認申請書の提出が必要な場合》 ・事業の内容を変更しようとする時 ・補助事業に要する経費を 50,000 円以上変更しようとする時

Q18 経費はすべて領収書が必要ですか

A18 経費については、すべて領収書が必要です。領収書がもらえない経費については、支出したことを証明できる書類（様式は任意）を添付してください。
また、市の監査の対象となる場合がありますので、5年間保管してください。

Q19 審査会で評価基準点以上の事業（団体）はすべて補助金の対象となるのですか

A19 審査会では、評価基準点以上の事業を得点の高いものから順位をつけて市長に推薦し、その報告を受けて予算の範囲内で市長が決定します。
評価基準点以上であっても予算によっては補助金の対象とならない場合があります。

Q20 事業はいつから着手できますか

A20 4月以降、補助金交付申請後、市から補助金の交付決定を通知した日から着手できます。ただし、交付決定後に提出していただく補助金事業着手届に記載された事業着手日より前に実施したものは対象となりません。

Q21 成果品についてなにか条件等がありますか

A21 補助金により作成した冊子やポスター等は、「令和〇〇年度伊賀市地域活動支援事業」と明記してください。

Q22 賃金の金額について基準となるものはありますか

A22 補助対象となる時間単価は、伊賀市会計年度任用職員の報酬金額を基準とします。
なお、職種により単価が変わりますので住民自治推進課へご相談ください。

Q23 収支予算書・決算書を作成するうえで気をつけなければならないことがありますか

A23 支出の項目については「申請の手引き」を参考にして適切な項目に振り分けてください。支出の数量は具体的な単位を記してください。
例えば賃金の場合は「時給〇〇円・時間・日数・人数」を明記し、積算根拠がわかるようにしてください。